

現年
県単事業 令和 08 年度 雪寒道路対策事業

工事設計図書

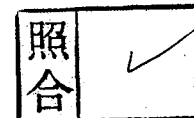
金 抜

工 事 番 号 雪寒 第 0000-0-00 / 号

河川路線名等 (国) 179号 外
工 事 名 凍結防止剤購入 (塩化ナト 500kg 袋)

工 事 箇 所 佐用郡佐用町 外

細かいそ名 県単独雪寒道路対策



起工伺兼工事設計書

本庁

課長	副課長	係長	審査
----	-----	----	----

県民局

局長	副局長	所長	副所長	課長	精算・審査	設計
----	-----	----	-----	----	-------	----

工事業務課

副所長	課長	担当
-----	----	----

起案
決定
起工番号 第年
年
号月
月
号日
日
日

現年

県単事業 令和 08 年度 雪寒道路対策事業

工事番号	雪寒 第 0000-0-00 / 号			工 事 概 要		
工 事 費				延 長 L =	幅 員 W =	
実 施 (前回変更) 円				左 岸 L =	右 岸 L =	
設 計 額 [基 準 適 用]				概 要 名		数 量
請 負 額				凍結防止剤単価契約 塩化ナトリウム 500kg 袋		1.0 袋
工 期	施工日数	日				
	施工期限	令和 9年 3月15日限り	年 月 日限り			
執 行 方 法						

施行管理計画番号	枝番号

会計	
節	
契約方法	
契約理由	

兵 庫 県 光都土木事務所

鏡No.08-0211

契約数量表

頁0-0001/0001

[illegible]

特記仕様書

凍結防止剤購入(塩化ナトリウム500kg)

(適用)

本特記仕様書は、西播磨県民局の発注する凍結防止剤購入単価契約に適用する。

(納入場所)

西播磨県民局の各土木事務所(光都土木事務所、龍野土木事務所、宍粟事業所)の各担当が指示する箇所とする。

(報告等)

納入等の報告は、指示のあった各土木事務所毎に行う。

(規格)

(別紙2) 凍結防止剤規格特記仕様書による。

(処分費)

500kg袋及び1t袋については空袋処分費を含む。

500kg袋及び1t袋を購入したが使用しなかった凍結防止剤について空袋処分費を協議の上、決定し購入金額から控除すること。

(その他)

予定使用数量:1,578袋(789t)

尚、気候の変動等により、予定使用量の変更はありえる。

凍結防止剤規格特記仕様書

凍結防止剤は、次の規格に適合しなければならない。

(1) 組成

・成分： 各種凍結防止剤の成分構成は、表1に示す通りとする。

表1 凍結防止剤成分構成

凍結防止剤の種類	成分構成
塩化ナトリウム	NaCl 95%以上
塩化カルシウム	CaCl ₂ 72%以上
塩化マグネシウム	MgCl ₂ 45%以上 または MgCl ₂ ・6H ₂ O 95%以上
にがり	MgCl ₂ 95%以上
CMA	Mg(CH ₂ COO) ₂ ・Ca(CH ₂ COO) ₂ 93%以上
その他	塩化ナトリウム、塩化マグネシウムの混合剤（混合割合は6：4）

・形状： 粒形または半粒形を原則とする。

・粒度： ①平均粒径 0.5≦D50≦5.0 mm

②最大粒径 11.2 mm以下

③0.15 mm以下及び5.6 mm以上がそれぞれ5%以下

・含水率： 3%以下

(2) 安全性

凍結防止剤の 10%濃度水溶液における含有成分が水質汚濁防止法の排出基準のうち、表2の基準に適合すること。

表2 排出基準における有害物質の基準値

有機物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.1 mg
シアン化合物	1リットルにつきシアン1 mg
有機燐化合物	1リットルにつき1 mg
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1 mg
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5 mg
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.1 mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005 mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	1リットルにつき0.003 mg
チウラム	1リットルにつき0.06 mg
シマジン	1リットルにつき0.03 mg
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2 mg
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1 mg
ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素10 mg
ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素8 mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硫酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100 mg

備考. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排水水の汚染状況を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることを言う。

(3) 証書類の提出

上記(1)(2)を証明する試験表等については、公的試験機関(大学を含む)が行する品質証書を提出すること。

なお、試験方法は基本的に「塩試験方法 第2版」(2002年1月 (財)塩事業センター)、水質汚濁防止法で定める有害物質測定方法、およびJIS等に準拠すること。

(4) その他

- ・ 作業性・貯蔵性については、散布機搭載時及び散布作業時に作業の支障となるような粉じんや臭気が発生しないこと。
- ・ 作業に支障となる固結や融解等の変化を生じないこと。

西播磨民局管内図

